

安心安全な学校生活を送るためのきまり

福山市立湯田小学校

～ 学校教育目標 ～

「自ら考え、判断し、心豊かに行動できる子どもの育成」

めざす子ども像

- 1 礼儀正しい態度のとれる人間
- 1 仲間とともににはげまし合いがんばっていく人間
- 1 自分を大切に努力する人間

はじめに

学校は、一人ひとりが力を発揮し、安心して、みんなで楽しく学習したりや生活したりするところです。
また、みなさんが大人になり、地域や社会の一員として生活していくために大切な力（ルールを守ること、助け合うこと等）を身につけるところでもあります。
ここに示した「安心安全な学校生活を送るためのきまり」をもとに、よりよい学校生活が送れるよう、一人ひとりが考え、判断し、行動していきましょう。

学校生活に関すること

湯田小学校の児童として、地域の一員として自覚と責任をもって生活をしましょう。

1 生活五訓 「あすそろじ」について

㊦いさつ

- 友だちや先生、地域の方に、元気よく気持ちのよいあいさつをします。
- 校長室・職員室・保健室・他教室などへの出入りは、礼儀正しくします。
- 言葉づかいは、正しくていねいにします。

㊦リッパそろえ

- 次の人が使いやすいように、スリッパをそろえます。

無言㊦うじ

- そうじの時間中は、無言でそうじをします。

㊦う下の右側を歩く

- 廊下・階段は、静かに右側を歩きます。
- 体育館や特別教室への移動は、学級で整列して静かに右側を歩きます。

㊦かんを守る

- 時間を守って行動します。自分の時間も友達の時間も大切にします。

2 服装について

(1) 冬服…男子

- 規定服上着、紺半ズボンを着用します。
- 規定服の下には、白長袖カッターシャツまたは白ポロシャツを着用します。

(2) 冬服…女子

- 規定服上着、紺スカートを着用します。
- 規定服の下には、白長袖ブラウスまたは白ポロシャツを着用します。

(3) 冬服…男女

- 12月から3月の登下校時は、体調や気温（最低気温5℃以下を目安とする）に合わせて体操服の長ズボンをはいてもよいです。ただし、長ズボン・ジャージ（紺・黒）の着用は、保護者から担任への届出が必要です。
- タイツは着用しません。
- セーター、ベストについては、黒・紺色のものを規定服の下に着るようにします。
- 登下校中、寒い時は、ジャンパー（学校にふさわしい華美でないもの）、手袋、マフラーを着用してもよいです。ただし、教室内では着用しません。外遊び中は、手袋のみ着用してもよいです。

(4) 夏服…男子

- 白半袖カッターシャツ・ポロシャツ，規定服紺半ズボンを着用します。

(5) 夏服…女子

- 白半袖ブラウス・ポロシャツ，規定服紺スカートを着用します。

(6) その他

- 帽子は，1年を通して規定のものを着用します。
- 名札は，男女とも，年間を通して規定の名札を左胸に付けます。
- ポロシャツなどは，ズボンやスカートの中に入れます。
- 靴下は，無地(ワンポイントはよい)で白・黒・紺色のものを着用します。ただし，始業式・終業式・入学式・卒業式・学習発表会・体育発表会・学区民運動会・社会見学・遠足などの学校行事や校外学習は白色とします。
- 靴は，白色を基調とした運動靴とします。
- 体操服は，規定の体操服を着用します。
- 12月から座布団を使用してもよいです。

3 髪型について

(1) 男子

- 前髪は，目にかからないようにします。
- 耳に髪がかからないようにします。

(2) 女子

- 前髪は，目にかからないようにします。
- 後髪は，えりを目安とし，それより長い場合は耳の下の位置でくくります。
- 髪留めは，ゴムひも（黒・紺・茶），アメリカピン・パッチン留めに限り，華美にならないようにします。

(3) 男女共通

- 髪型の状態によっては，散髪等，改善の指導をすることがあります。

4 持ち物について

(1) 持ち物には必ず名前を記入します。

(2) 次の物品については学校に持ってきません。所持が見つかった場合には，担任等が一時預かります。

- 携帯電話 ○ゲーム機 ○カード ○音楽プレイヤー機器類 ○漫画 ○雑誌類
- 刃物類 ○菓子類 ○その他，学習に使わない物（シャープペンシル，不要なペン，消しゴム等も含む）

5 登下校について

- (1) 登下校は，決められた通学路を通ります。
- (2) 登校班の集合時刻を守り，交通ルールを守って登校します。
- (3) 7時50分から8時10分までの間に学校に到着します。
- (4) 一旦登校した後は，忘れ物を取りに帰ることはできません。

6 欠席・遅刻・早退について

(1) 保護者が事前に学校に理由や時間等を連絡してください。

校外生活に関すること

自分が住む地域を大切にし、いつも見守って下さる方々に感謝して生活をします。また、自分の安全を守るために次のことを守りましょう。

1 放課後・休日の過ごし方について

- (1) 放課後や休日の学校の運動場は、許可された団体が使用することがあるので、安全に気をつけて遊びます。
- (2) 児童だけで校区外に出ません。用もなく、子どもだけでの店舗の出入りはしません。
- (3) ゲーム機の持ち出し、貸し借りはしません。
- (4) ゲームセンター、ゲームコーナーへの出入りはしません。
- (5) 長期休業中は『春休みのきまり』『夏休みのきまり』『冬休みのきまり』（別紙）を守って生活します。

2 自転車について

- (1) 自転車に乗るときは、ヘルメットを必ずかぶり、交通ルールを守ります。
- (2) 学校の運動場に自転車を乗り入れません。また、決められた場所に置きます。

3 事故について

- (1) 校外で何らかの事故にあった場合は、直ちに学校に連絡します。

自分をふり返る指導に関すること

児童一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるように、問題行動を起こした場合、状況に応じて自分の行動をふり返り、内面を見つめる指導を行い、よりよい学校生活が送れるようにします。

1 自分をふり返る指導の対象

- (1) 児童間のけんか、暴力・暴言、いじめ
- (2) 対教師暴力・暴言
- (3) 建造物・器物破損
- (4) 金品強要・恐喝
- (5) はなはだしい授業妨害
- (6) 窃盗・万引き
- (7) 飲酒・喫煙
- (8) 危険行為や迷惑行動(エアガン・火遊び等)
- (9) その他、法令・法規に違反する行為
- (10) 本校のきまりなどに従わない行為（指導無視及び暴言等）
- (11) その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為（社会のきまりを守らない行為・人の権利を侵害するような行為・みんなが学習する権利を奪うような行為など）

2 自分を振り返る指導の内容

- (1) 児童が自らの行為を反省し、よりよい学校生活を送るために、今後の展望や目標を持つことができるようにします。
- (2) 児童の思いを聞いたり、一緒に話し合ったりして、児童自らが自己の内面を見つめ、自己変革ができるようにします。
- (3) 自分を振り返る指導を行う際には、必要に応じて課題を用意したり、別途学習計画を立てたりして、児童の学習に遅れがでないようにします。
- (4) 自分を振り返る指導を行う際は、校長・教頭へ報告・連絡・相談を行い、学校体制で進めます。

また、保護者へ連絡し、自分を振り返る指導への理解を求め、協力をお願いします。

- (5) 保護者の来校を求めたり、場合によっては、関係機関と連携をとったりして、事後指導の充実に努めます。

3 器物等破損の弁済

- (1) 建造物・器物破損については、状況に応じて、原則弁償とします。